

入 札 説 明 書

【電子入札システム対応】

令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務

令和8年2月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和 8 年 2 月 3 日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 【電子入札システム対応】令和 8 年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務
- (2) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 仕 様 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「情報処理」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 仕様書 6 に定める業務実施体制及び資格、業務実績を有すること。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達では電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者の IC カードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があり、8. (1) ①の提出の際に必要な。業者番号発行の手続きについては、以下 URL の「電子入札システムの導入について」を参照のこと。

・ <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/>

なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 3 日（火）10 時 30 分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1 階 第 1 会議室

（茨城県つくば市小野川 16-2）

6. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。

①提出期間：令和 8 年 2 月 3 日（火）から令和 8 年 2 月 10 日（火）16 時 00 分まで。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川 16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2775 (担当：濱田)

- ③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先：c
hotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援
業務）（担当：濱田）】とすること。

※当研究所WEBサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和8年2月17日（火）10時00分から

令和8年3月3日（火）10時30分まで。

②閲覧場所：当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）

- (3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書類等の提出

入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (1) 及び(6) の証明書類を次に従
い提出すること。

(1) 提出書類

競争参加に必要な資格	提出書類
2. (1)	全省庁統一資格の写し。
2. (6)	業務実施体制及び資格、業務実績を確認できる書類。

- (2) 提出期限：令和8年2月24日（火）16時00分

持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時から1
3時を除く）とする。

(3) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送する場合には、書留
郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 6. (1) ②の場所

ウ. 提出部数 2部（提出書類を綴じ込んだ一式）

(4) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メールで送信。メールの件名
は【入札参加資格証明書類の提出（令和8年度研究データ管理システムの改修
及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務）（担当：濱田）】と
すること。

イ. 提出場所 chotatsu@nies.go.jp

- (5) 提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

①期 間：入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又
は代理人等の電話連絡先（開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号と
すること。）が記載された書類をPDF化し添付の上、7. (2) の日時までに提出す
ること。

②5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっ
ては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額
を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるもの
とする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた
金額を入力するものとする。

⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する
誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- ⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙1）を7.（2）の日時までに6.（1）②の場所へ持参、郵送又は電子メール（chotatsu@nies.go.jp）により提出すること。
- ②入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。
- ③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ④入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑧当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。
提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分
※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
提出場所：本入札説明書6.（1）②と同じ
- ⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2.（1）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑮入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人等の提出した入札書

- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

1 0. 落札の決定

本入札説明書 2 の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 1 3 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

1 1. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
- ・再度入札の回数は原則として 2 回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

1 2. 同価格の入札が 2 人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の 3 桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙 2）の記載欄に任意の 3 桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

1 3. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

1 4. 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 5. その他

(1) 再委託等の制限

落札者は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについ

て」（当研究所HPに掲載）を参照すること。
掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf>

1 6. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1 7. 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のWEBサイトにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のWEBサイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

1 8. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email: sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・（各種規程）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）
- ・（参考） 紙入札に当たっての留意事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書

(別紙 1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用
支援業務

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

(別紙2)

入札書

金 _____ 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

<記入例>

入札書

金 _____ 円

※仕様書で示す業務内容及び業務契約期間に係る一切の費用を記載（電子入札システムでは入力）すること。

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

代 表 者 名 代表取締役 □ □ □ □

<（復）代理人 ◎ ◎ ◎ ◎ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先
部署名 ：
担当者名：
責任者名：
TEL ：
E-mail ：

(別紙3)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和8年2月3日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和8年2月3日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先	
部署名	:
担当者名	:
責任者名	:
TEL	:
E-mail	:

(別紙5)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させることができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参 考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について
本調達に関する質問回答書は当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）で閲覧可能である。
2. 入札書について
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。

(別添1)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、(以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和8年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務
2. 契 約 金 額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契 約 期 間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
なお、仕様書5 (1) ② (ク) については、契約期間終了日の翌日から起算して1年間においても、甲が内部設計情報について提供を要請した場合は、乙は速やかにこれに応じるものとする。
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者 (再委託等先が乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。) である場合も含む。以下同じ。) に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書 (別紙) を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、

又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がそのを超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第 11 条 乙は、各年度作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 13 条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から 60 日以内に契約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による契約金額の返還又は第 10 条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切

な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額： 円（税込み）
- 3 再委託等を行う業務の範囲：
- 4 再委託等を行う業務に係る経費： 円（税込み）
- 5 再委託等を必要とする理由：
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由：

以上

担当者等連絡先

部署名：
担当者名：
責任者名：
TEL：
E-mail：

仕 様 書

1. 件 名

令和 8 年度研究データ管理システムの改修及び本運用支援並びに地球環境データベース運用支援業務

2. 業務契約期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所

4. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）地球環境研究センター（以下「CGER」という。）では、地球環境に係る様々な研究やモニタリング事業を行っており、データベースや Web コンテンツ（以下「地球環境データベース」という。）の形で、所内外の利用者にデータや情報の配信を行っている。最近は特に、研究データのオープン化のためのインフラストラクチャ整備を進めており、平成 28 年から NIES として研究データへ DOI（デジタルオブジェクト識別子）を付与して公開できるようになった。DOI 付与の要望が増える中、DOI 付与プロセスのシステム化及び研究者自身の日常的な研究データ管理支援のために、平成 30 年度より研究データ管理システムの開発を始め、令和 4 年度までに本運用段階に達して NIES 所内ユーザによる利用が一部開始され、地球環境データベースとの連携も一部始まっている。本業務は、アジャイル開発で進めている研究データ管理システムの運用支援を行うとともに、運用中に生じた問題や課題に応じて改修や追加開発を行うものである。

また、地球環境データベースを構成するシステム基盤については、地球環境研究センター独自の仮想化基盤（以後、CGER 基盤という）から、NIES 環境情報部が令和 7 年度に整備した Hyper-V 仮想化基盤（以下「NIES 共通基盤」という。）への移行を進めている。移行作業も含めて、地球環境データベースを構成する仮想マシン群、ハードウェア群と Web コンテンツ（Web アプリケーションを含む。）を安定的に管理・運用するためのシステム構築・支援も行う。

5. 業務内容

（1）研究データ管理システムの運用支援及び改修と追加開発

研究データ管理システムには大きく分けて、利用者がシステムに研究データやメタデータを登録し、チームでデータセットの編集や更新、データの公開設定を行う「一般ユーザ機能」と、システムの管理者がユーザ管理や、データセットに DOI を付与し、データ公開のための処理を行う「管理ユーザ機能」がある。令和 7 年度までには、「データ

公開支援機能」が追加され地球環境データベースとの連携も開始されたほか、日本語を母国語としない研究者のデータ公開を支援するための多言語化を進めた。また、NIES 所内に限定してきたアクセスを所外にも許可するためのセキュリティ強化を進め、脆弱性診断を実施した。令和 8 年度は仮想化基盤移行に伴う確認調整および、NIES 所外からのアクセスを試験的に行うための機能強化に取り組む。そのため、システムを安定して運用できるよう支援するとともに、各機能の改修及び追加開発を行うこと。なお、プログラムの開発は本システムと連携する地球環境データベースとの整合性・影響面を考慮して行うこと。コーディング後は動作確認を行い、その結果を NIES 担当者に報告すること。NIES 担当者から修正を求められた場合はそれに応じること。

① 作業内容

(ア) 作業開始前に、現状のシステムの仕様や機能を十分に理解するため、平成 30 年度以降に検討を行った研究データ管理システムの機能要件、研究データ管理システムと地球環境データベースを繋ぐために構築した統合データベース（以下「統合データベース」という。）の構成、統合データベースシステムに実装されている WebAPI の仕様について確認を行うこと。

(イ) 本システムでは主に、所内希望者を対象に「一般ユーザ機能」の提供を行う。運用中に見つかった問題点やフィードバックに対応するため、以下の「一般ユーザ機能」について NIES 担当者の求めに応じて改修や機能の拡充を行うこと。

(ウ) と合わせ 1 年間に 30 人時間程度の作業量を上限とする。

- ・ ユーザ認証機能
- ・ ユーザ招待機能
- ・ データセット表示機能
- ・ データセット管理機能
- ・ バージョン管理機能
- ・ データセットのライフサイクル表示機能
- ・ メタデータ編集機能
- ・ 研究データ／サプリメントファイル管理機能
- ・ メタデータプレビュー機能
- ・ ユーザメッセージ機能
- ・ 作業履歴表示機能

(ウ) 本システムでは、「管理ユーザ機能」は「一般ユーザ機能」と共通のユーザインタフェースで以下の機能が実装されている。運用中に見つかった問題点やフィードバックに対応するため、以下の「管理ユーザ機能」について NIES 担当者の求めに応じて改修を行うこと。

- ・ データセット管理機能

- ・ バージョン管理機能
- ・ データセットのライフサイクル管理機能
- ・ ユーザ管理機能
- ・ 作業履歴表示機能
- ・ メタデータの差分表示機能
- ・ データ／メタデータ公開ページ出力機能
- ・ アクティビティ通知機能

(エ) 令和 4 年度にリニューアルした地球環境データベースに実装されている、研究データを簡単に可視化するための「クイックプロット機能」とデータを検索するための「検索機能」は、統合データベースシステムを通じて本システムと連携して動くよう以下の機能を備えている。スムーズな機能連携を実現するために、NIES 側のクイックプロット開発担当者を含む NIES 担当者の求めに応じて、これらの連携機能の改修作業及び動作確認を実施すること。

- ・ クイックプロット機能向け WebAPI
- ・ 検索機能向け WebAPI

(オ) 令和 6 年度に設計・実装を行なった以下の「データ公開支援機能」について、NIES 担当者の求めに応じて、運用中に見つかった問題点やフィードバックに対応するための改修や機能の拡充を行う。本システムから地球環境データベースを更新するための仕様や画面デザイン等を変更する際には、事前に NIES 担当者と協議の上で設計・実装を行い、十分にセキュリティを考慮すること。

- ・ 地球環境データベースに新着情報等を生成し配置する機能
- ・ データセット一覧にサムネイルやデータセット情報を配置する機能
- ・ 「クイックプロット機能」、「検索機能」との連携
- ・ サムネイルのサイズ変更、切り出し等を行う機能
- ・ メタデータページを生成し配置する機能
- ・ データファイルを取得し、ダウンロードページを生成し配置する機能

(カ) NIES 所外からのアクセスを安全に行うための不正アクセス対策等のセキュリティ対策を随時行うこと。画面遷移等の改修の際には、NIES 担当者にその仕様等を提案し、協議により決定すること。また、NIES が別途行う脆弱性診断等の結果を受け、必要に応じた改修を行うこと。

(キ) NIES で行なっているデータ利活用のために本システムを改修する方向で、検討を進めている。NIES 担当者の求めに応じて、システム改修の設計・実装やデータ処理について必要に応じて調査するとともに、相談に応じること。

(ク) 1 年間に 30 人時間程度の作業量を上限とし、運用中に必要になった機能について、随時、システムへの機能追加を行うこと。その際、現行システムの画面デザイン及び遷移等については原則踏襲することとし、更なる業務の効率化・合

理化が図れるよう、必要に応じて変更等を行うこと。なお、具体的な画面デザイン及び画面遷移等は設計時において NIES 担当者にその仕様やデザインを提案し、協議により決定の上改修作業を行うこと。また、システム表示言語の英語化対応の場合、用語の翻訳は NIES にて行う。

- (ケ) システム改修を反映するための定期的なシステム更新（およそ週 1 回、頻度については NIES 担当者と調整のこと）を実施すること。システム更新前後には、実施内容通知及び実施完了報告を NIES 担当者にメールで連絡すること。
- (コ) 大幅なシステム更新の実施後は、研究データ管理システムにデータセットを登録してから地球環境データベースから公開されるまでに、一般ユーザ及び管理ユーザが使用する全ての機能を洗い出し、各機能について動作確認を行うこと。動作確認の結果を NIES 担当者に報告し、NIES 担当者から再改修を求められた場合はそれに応じること。
- (サ) 業務を行うに当たり、5（6）記載の毎月の定例会とは別に作業状況に応じて打合せ（年間 5 回程度）を行い、進捗報告及び課題整理を行うこと。また、メールや Microsoft Teams 等を活用し適宜、NIES 担当者の意見を収集し、必要に応じて動作確認の機会を設けること。

② 作業条件

- (ア) 追加開発を行う際は、開発の効率化と実装コードの平準化を目的として、開発時に導入した Web アプリケーションフレームワーク（Vue.js）と、ユーザインタフェースのコンポーネントフレームワーク（BootstrapVue）を用いること。但し、不正アクセス対策を強化するため、ユーザ認証及びセッション管理等に限っては、広く検証されているオープンソースの認証・認可システム（Keycloak）を利用したものを用いること。
- (イ) 追加開発を行う際に NIES が提示する画面デザインがある場合は、それを基に開発すること。ただし、操作性やデザイン性を改良できる場合は、事前に NIES の同意を得た上で、NIES の提示デザインに改良を加えること。NIES から画面デザインの提示がない場合は、デザインの提案を行うこと。
- (ウ) システムは以下の環境で動作すること。

	サーバ	クライアント
OS	Rocky Linux 9 系最新	Windows 10、11 macOS 11 以降
言語	PHP 8.2 以降 PostgreSQL 14 以降	JavaScript (HTML5)
対応ソフトウェア / ブラウザ	Apache 2.4 系最新	Chrome 最新 Edge 最新

- (エ) システムの改修や追加開発の作業完了後は、NIES 担当者の同意を得た上で、本

番環境のシステムを更新すること。

- (オ) システムの改修や追加開発を行う際は、既存の機能が何ら妨げられることなく、継続的に利用できるよう、各機能について動作確認を行うこと。動作確認の結果を NIES 担当者に報告し、NIES 担当者から再改修を求められた場合はそれに応じること。
- (カ) 本番環境で PostgreSQL データベースとファイルシステム上に保存されたデータファイルを 1 日 1 回、毎日自動でバックアップする仕組みを整え、障害発生時には前日のデータに復旧できるようにシステムを構築すること。
- (キ) システムは特定製品又は技術に依存せず、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であること。
- (ク) 契約期間内及び契約期間終了日の翌日から起算して 1 年間において、保守運用や拡張を行う際に必要とされる内部設計情報について提供を要請した場合は速やかに応じること。

(2) 地球環境データベースシステムの改善

地球環境データベースシステムの主要機能（Web サービスが中心）は、独自基盤上の複数の仮想マシンとして稼働していたが、令和 7 年度に NIES 共通基盤への移行を進め、令和 8 年 4 月時点で NIES 共通基盤上の仮想マシン（Red Hat Enterprise Linux 9）としてシステム再構築が完了している。一方で、計算サーバ及びそれに付随するストレージについては、令和 8 年 4 月時点で CGER 基盤上で稼働している。

下記①から③の作業要件の詳細について、NIES 担当者と協議の上、その指示に従うこと。また、NIES 担当者から情報提供や提案を求められた場合には適切に対応すること。

① システム改善についての支援

NIES が行うシステム改善のための作業（サーバのサービス移行、Web アプリケーションの改修等）に対する支援として、NIES 担当者の求めに応じて以下の対応を行うこと。

- ・ 安定なシステム OS 選定に向けた情報収集及び助言
- ・ サイト、ソフトウェアの動作確認及び対応改修のための環境構築
- ・ 動作確認及び対応改修に関する情報提供及び助言
- ・ 動作確認済みソフトウェアの運用環境への設置

② 計算サーバの NIES 共通基盤での再構築

CGER 基盤上で稼働している計算サーバ（及びそれに付随するストレージ（別紙 1 に示す）を NIES 担当者と協調して NIES 共通基盤上の仮想マシンとして再構築すること。計算サーバ上のアプリケーション部分の移植は NIES 担当者が行うものとするが、そのために必要なサーバやストレージの設定変更等の技術支援を行うこと。

③ CGER 基盤ストレージへの定期ファイル同期とテープバックアップシステムの構築

CGER 基盤の既存のサーバ、ストレージおよびテープライブラリ等を利用して、NIES 共通基盤移行後の地球環境データベースシステム上の重要ファイルや仮想マシンのオンラインバックアップを定期データ同期して、LTO テープにバックアップするシステムを整備すること。また、バックアップからリカバリーする仕組みを確立し、必要な場合に実施できるよう整備すること。具体的な実現方法については、NIES 担当者と協議の上で決定し、適切に構成すること。

(3) 地球環境データベースシステム等の監視、管理、運用

請負者は以下の業務を実施すること。リモートでできる業務については、NIES 担当者の指定する方法を使ってリモートアクセスで実施すること。リモートではできない業務については、NIES 担当者の承諾を得て NIES 所内の機器設置場所で業務を実施すること。

① 管理対象の機器及び仮想サーバ

管理対象の機器及び仮想サーバの一覧を別紙 1 - 1.1~1.3 に示す。この他に、物理サーバ・仮想サーバ・ストレージ等、年間 3 台程度を上限としてシステムに追加・リプレイスする可能性がある。その場合にはそれらも管理対象に含め、リプレイスする場合には必要な機能を移行し、同様の監視、管理、運用ができるように必要な設定を行うこと。

② 営業日ごとのシステム稼働状況等の監視

- ・ システムログファイルや、各種ツール(logwatch、ModSecurity、NetVault、Logstash、ClamAV 等) や cron が配信するシステムログメールを監視し、異常があれば NIES 担当者に報告すること。
- ・ Zabbix の Web インターフェースにアクセスし、管理対象の機器のステータスを監視し、異常があれば速やかに NIES 担当者に報告すること。(別紙 1 - 2.1)
- ・ Elasticsearch 及び Kibana の Web インターフェースにアクセスし、日々蓄積されるログを監視し、異常を示すログが検出されていれば速やかに NIES 担当者に報告すること。(別紙 1 - 2.2)
- ・ バックアップソフト NetVault の Web インターフェースにアクセスし、テープ若しくはストレージ上の特定ディレクトリへのバックアップが、スケジュールどおりに正常に取れていることを確認し、異常があれば速やかに NIES 担当者に報告すること。(別紙 1 - 2.3)

③ 障害時等の対応

②の監視業務において異常が認められた場合には、請負者は障害要因の一次切り分け、対処方法の提案、並びに機能の回復のための作業を行うこと。

- ・ CGER 基盤上の管理対象サーバ等のハードウェアに起因する障害の場合には、NIES 担当者に報告し、サービスの早期再開に必要な、ハードウェア保守サービス等へ

の連絡、代替機器の確保等を提案すること。

- ・ 管理対象サーバ等の OS やミドルウェア等の設定、アプリケーションに起因する障害の場合は、NIES 担当者の指示の下、機能の回復のための提案や作業を行うこと。
- ・ NIES 共通基盤は予備電源があり予期せぬ停電が発生した場合でも一定の期間の給電が可能だが、様々な理由でやむをえず停電になることもありえる。その場合には、事前に各仮想マシンのシャットダウンを行うこと。
- ・ ネットワーク障害が発生し、NIES 共通基盤上のネットワーク機器の故障や設定不具合が疑われる場合には、根拠となるログを収集し、NIES 担当者を通じて NIES 共通基盤の運用担当に情報共有を行うこと。

④ 定期バックアップと障害後のリカバリー

管理対象の物理サーバ及び仮想サーバ、その他の重要なデータについては、ハードウェアの故障やシステム障害によるシステムダウンに備えて、テープやストレージ上の特定ディレクトリに定期バックアップを取る仕組みになっている。

- ・ 定期的なバックアップ処理が正常に動作しているかを監視し、正常にバックアップされていない場合には、適宜設定を修正し、正常にバックアップできるよう必要な設定を施すこと。
- ・ 新たにバックアップ対象としてシステムに追加するサーバについては、運用開始前に、バックアップ試験及びリカバリー試験を実施すること。
- ・ システム以外のデータバックアップについては、必要に応じて、NIES 担当者と協議の上、リカバリー試験を実施すること。
- ・ バックアップの対象とする物理サーバ、仮想サーバ及び重要なデータに変更があった場合には、NIES 担当者と協議の上、バックアップ計画を立案し、バックアップ設定の変更を実施すること。
- ・ 障害発生後、NIES 担当者が必要と認めた場合には、障害が出たサーバ・仮想サーバをバックアップからリカバリーし、正常稼働させること。
- ・ その他データが壊れた場合には、バックアップから回復させること。

⑤ SSH、SFTP によるアクセス数統計

フロントエンドサーバの各ユーザについて、1 週間ごとの SSH、SFTP によるアクセス数の統計を取り、5 (6) 記載の毎月の定例会で報告すること。

⑥ システムの設定等の変更

1 年間に 48 人時間程度の作業量を上限とし、NIES 担当者が請負者に下記のようなシステムの設定変更等の作業を依頼することがある。累計での作業量が 48 人時間を超えてしまう作業は、本契約の範囲では依頼できないものとする。定例会の際に、開催日時点での本項目の累計作業量について報告すること。

(具体例: ファイルシステム関連の設定、ネットワーク関連の設定、ファイアウォール関連の設定、利用者・グループに関する設定、データベース関連の設定、Apache 関連の設定、SSL 証明書の設定 (年 1~2 回で、SSL 証明書の手配は NIES にて行う)、WAF (ModSecurity) の設定、MTA (Mail Transfer Agent) の設定、ログに関する設定、LogWatch の設定、Zabbix の設定、バックアップ (NetVault 他) の設定、マルウェア対策ソフトの設定、電源管理の設定、等々)

⑦ OS のセキュリティアップデート

定期的に (原則的 3 か月に 1 度) OS やソフトウェアのセキュリティアップデートを行うこと。ただし、緊急性が高いセキュリティパッチがリリースされた場合には、随時適用すること。アップデートに当たっては、事前にバックアップやスナップショットを取る等、安全性に配慮すること。システム更新時には、更新したソフトウェア、ドライバ等のリストを残すこと。

⑧ 計画停電への対応

CGER 基盤について、計画停電 (年 2~3 回) 前後の営業日に、オンサイトでシステムのシャットダウン、システムのブートを行うこと。NIES 基盤は基本的に計画停電に影響されないが、システム基盤の再起動が行われる場合にはその前後の営業日に、リモートでシステムのシャットダウン、システムのブートを行うこと。

⑨ UPS 管理ツールによる UPS 連動シャットダウンテスト

CGER 基盤について、UPS 管理ツールとして NUT (Network UPS Tools) が導入されている。計画停電あるいは OS のセキュリティアップデートの前後を利用して、UPS に連動した管理対象サーバのシャットダウンテストを行い、正常に動作することを確認すること。シャットダウンテストで正常動作が確認できなかった場合には、正常にシャットダウンが行われるように設定等を変更し、再テストにより正常動作を確認すること。NIES 基盤では、システム基盤の機能で担保されるため不要とする。

(4) Web サイトの管理・運用の支援

① Web サイト管理の支援

地球環境データ統合解析推進室では、db.cger.nies.go.jp ドメインの元で多数の Web サイトを一般若しくは所内に向けて公開しており、Web サイトの管理・運用を行っている。NIES 担当者が Apache の設定、ModSecurity の設定等、自動更新サイトの管理・運用等を行うが、その求めに応じて、調査、情報の提供、助言等の支援、必要に応じて、Web システム設定の変更を行うこと。

② AWStats によるアクセス解析

AWStats により Web のアクセス解析を行うこと。対象は、当室のサーバで運用している 17 サブサイトである。(別紙 1 - 3 を参照)

- ・ 新規のクローラが出現した場合はこれを除外する設定を施すこと。
- ・ NIES 担当者が、解析対象サイトの追加、廃止、設定変更を求めた場合には、NIES

担当者の指示に従い、AWSstats 設定を更新すること。設定更新後、NIES 担当者が過去に遡って統計を取り直す作業を依頼した場合にはこれに応じること。

(5) 平日の障害対応

システム障害に備え、毎営業日の営業時間内（9:00～18:00 頃を想定）には必ず 1 人以上の担当を常に配置し、障害発生後 4 時間以内に連絡が取れる体制を整えること。請負担当者の休暇等により、障害対応が遅れることは認めないが、営業時間外に発生した問題の対処については、翌営業日の対応でよいものとする。

(6) 定例会の実施

本業務について、毎月 1 度定例会を実施する。請負者 1 人以上が必ず出席し、上記(2)～(4)について行った作業を報告すること（特に、システム設定等の変更の累計作業量（項番(3)⑥）、日々の作業報告、SSH / SFTP アクセス数の集計（項番(3)⑤）、計画停電があった場合はその作業報告（項番(3)⑧及び⑨）、サーバ・ストレージ等の追加・リプレイス等を行った場合はその作業報告（項番(3)⑩））。また、議事録を作成し、打合せから 5 営業日以内に NIES 側に送付し、内容の確認を受けること。

(7) 運用マニュアルの更新

NIES 担当者と協議の上、セキュリティや効率性の観点から運用方針を見直した場合は、これを運用マニュアルに反映させること。更新した運用マニュアルは業務完了時に最終版を成果物として納品すること。

(8) システム運用支援と情報セキュリティ対応

NIES 担当者からの求めに応じ、地球環境データベースシステムの運用に関する調査、情報の提供、助言等の支援及び情報セキュリティ対応を行うこと。

特に、情報セキュリティについては、専門的な立場から、安全に運用するための支援として、情報提供、助言、適切な対応を行うこと。外部からの攻撃や Web ページの改ざんの検知、利用する OS、ミドルウェアやソフトウェアの重大な脆弱性の発覚等、セキュリティ上の重大な問題が発生した場合には、緊急対応方法を NIES 担当者に提案し、承諾を得た上で速やかに実施すること。恒常的な対応についても、NIES 担当者と協議して承諾を得た上で実施すること。

なお、本項目の作業量は 1 年間に 48 人時間程度を上限とし、累計作業量が 48 人時間を超えてしまう作業は、本契約の範囲では依頼できないものとする。

6. 業務実施体制及び資格等

請負者は本業務を確実に履行するために、以下に示す体制を整えること。

(1) 実施体制及び資格

主たる担当者は、「情報処理の促進に関する法律（以下「情報処理促進法」という。）」第 15 条の規定に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けていること及び「情報処理促進法」に基づいて行われる情報処理技術者試験のうちデータベーススペシャリスト試験の合格者であること。

(2) 業務実績

請負者は、以下に示す業務を請け負った実績を有すること。

- ・ 国立研究機関における研究データへの DOI 付与を取り扱うシステムの設計及び開発
- ・ Pacemaker 及び Corosync を使用した高可用 KVM 仮想マシンサーバーシステムの構築及び運用

7. 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで、以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。なお、電子媒体には、ドキュメントを作成したオリジナルファイル（MS-Word、MS-Excel 等）及び PDF を収録すること。

研究データ管理システムプログラム一式	電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部
業務結果報告書	電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1 部
運用マニュアル	電子媒体（上記媒体に追記）

8. 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9. 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (8) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。（再委託がある場合、再委託先含む）
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性（情報セキュリティ関連資格・研修実績等）、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

10. 検査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

11. 協議事項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12. その他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等には、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

別紙1: システム管理対象(2026/4/1 見込み)

1. 管理対象機器および仮想サーバ

1.1. サーバ

種別	名前	機種	OS	用途
物理サーバ	svr2101	Lenovo ThinkSystem SR630	Rocky Linux	仮想化ホスト
	svr2102	Dell PowerEdge R340	Rocky Linux	管理用サーバ(テープバックアップサーバを兼ねる)
	svr2103	Dell PowerEdge R340	Windows Server	UV速報値計算サーバ
	svr2301	Dell PowerEdge R340	Rocky Linux	計算・解析・NFSサーバ
	svr2302	Dell PowerEdge R750	Rocky Linux	仮想化ホスト
	svr2303	Dell PowerEdge R350	Rocky Linux	多目的サーバ
	svr2501	Lenovo ThinkSystem SR650	Rocky Linux	NFSサーバ
仮想サーバ	webproxy	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	リバースプロキシサーバ
	dbmng	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	ユーザ・フロントエンドサーバ 兼 静的Webサーバ
	webapp	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	Webアプリケーションサーバ
	gerdams	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	Webアプリケーションサーバ
	keycloak	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	認証サーバ
	asiaflux4	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	Webアプリケーションサーバ
	backup	Hyper-V Guest*	Windows Server	バックアップサーバ
	syslog	Hyper-V Guest*	Red Hat Enterprize Linux	ログサーバ

* 仮想化ホストは、NIES共通基盤

1.2. ストレージ

種別	名前	機種	物理容量／ホスト	備考
svr2501 (物理サーバにも記載)	svr2501	Lenovo ThinkSystem SR650	330TB/svr2501	RAID6+HS1
iSCSIハイブリッドストレージ	me4	Dell PowerVault ME4	100TB/svr2301	ADAPT
テープライブラリ	ml3	Dell EMC ML3	40巻(2ドライブ)/svr2102	LTO8, Drive*2, slot*40

1.3. その他

種別	名前	機種	備考
スイッチ	ns4032	Dell NS4032	10GBase-T 24port
	ns4032m	Dell NS4033	10GBase-T 24port
		XS724EM-100AJS	10GBase-T 24port
		NETEGEAR XS512EM	10GBase-T 12port
UPS	upsw10	APC Smart-UPS X 3000	
	upsw11	APC Smart-UPS X 3000	
	upsm00	APC Smart-UPS X 3000	
	upsm01	APC Smart-UPS X 3000	
	ups31	APC Smart-UPS X 3000	
	ups32	APC Smart-UPS X 3000	
	ups	APC Smart-UPS 750	

2. システム管理用Webサイト

2.1. Zabbix Webインターフェース: 監視対象の機器のステータスが正常であること

サイト	監視頻度	URL
Zabbix	毎日	非開示

2.2. Elasticsearch および KibanaのWebインターフェース: 異常を示すログが検出されていないこと

サイト	監視頻度	URL
Elasticsearch および Kibana	毎日	非開示

2.3. NetVault Webインターフェース: バックアップが正常に行われていること

サイト	監視頻度	URL
NetVault	毎日	非開示

3. Awstatsサイト:

サイト	URL
ged	非開示
gem	非開示
uvnet	非開示
stras	非開示
dataset	非開示
odiac	非開示
GEMS	非開示
asiaflux	非開示
metex	非開示
flexcpp	非開示
user-only	非開示
www_cger	非開示
gosat	非開示
gosat2	非開示
adapt	非開示
adapt_en	非開示